

平成29年1月19日

豊橋市財務部契約検査課

自動販売機設置に係る市有財産の貸付入札における質疑について、次のとおり回答します。

貸付物件番号	質疑内容	回答
20	販売品目の条件（2）の「缶はふたのできる容器」とは、キャップ付きボトル缶のみ販売可能ということでしょうか？ また、既存機で販売している「紙パック」は販売可能でしょうか？	1「缶はふたのできる容器」とは、キャップ付きボトル缶のことを指します。 2既存機で販売している「紙パック」については、飲み残しなどによる飲料水のこぼれを防止するため、販売は不可とします。